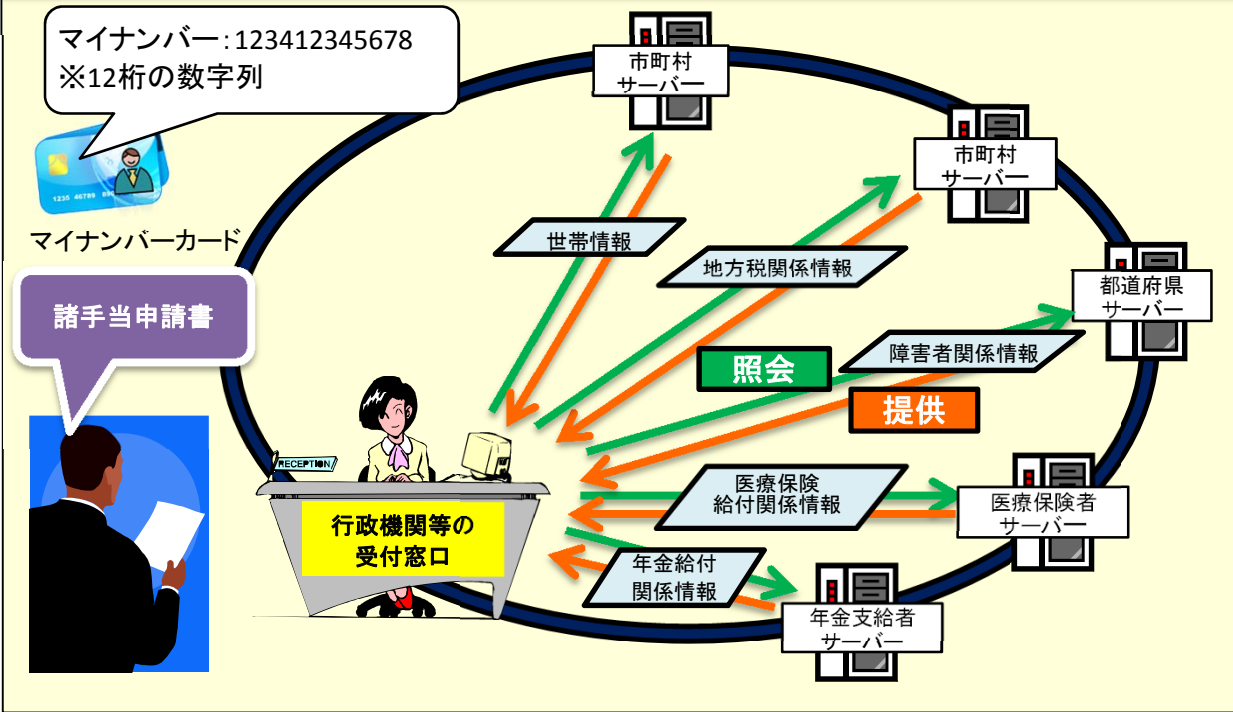


番号制度(マイナンバー制度)の概要

趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)

番号制度導入によるメリット ~導入後~



平成25年度 (2013) 平成26年度 (2014) 平成27年度 (2015) 平成28年度 (2016) 平成29年度 (2017) 平成30年度 (2018) 平成31年度 (2019)

番号制度導入スケジュール	政省令等の整備		▼利用開始(平成28年1月)			利用範囲の拡大
	▲番号法成立(平成25年5月)		▲個人番号の通知(平成27年10月)			

法律の概要

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(マイナンバー)を指定し、通知カードにより本人に通知。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定。①国・地方の機関での社会保障、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。

個人情報保護

- 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の提供は原則禁止。行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み(マイナポータル)の提供。

利用範囲の拡大の検討等

- 法施行後3年を目途として、金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要があると認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

③本人確認

- ◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み
- ◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。
 - ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
 - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

